

役員等報酬規程

社会福祉法人福進福社会

制定 平成29年6月17日

改定 平成30年6月16日

社会福祉法人福進福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 福進福祉会（以下「当法人」という）定款第5条および第15条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2-1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2-2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為に出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給料を支給しているものの役員報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号のよる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与第7条に準じた日とする。

- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があった時には、立替金、積立金などを控除して支給する。

(報酬等日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (2) 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の入集を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (3) 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の第二項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。
この規定は、平成30年3月1日より施行する。

役員等報酬規程

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)

(2) 理事

	日額
評議員会への出席	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)

(3) 監事

	日額
評議員会への出席	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円 (源泉徴収後の額とする)